

平成 25 年 11 月 12 日

各 位

会社名 株式会社ダイヤモンドダイニング
代表者名 代表取締役社長 松村 厚久
(コード番号: 3073 JASDAQ)
問合せ先 執行役員 管理本部長 樋口 康弘
電話番号 03-6860-3250 (代表)

新株予約権 (有償ストックオプション) の発行に関するお知らせ

平成 25 年 11 月 12 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき当社取締役、執行役員及び重要な使用人並びに当社子会社取締役に対し、新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件でないことから、株主総会の決議を経ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの業績向上に対する役職員の責任を自覚させ、インセンティブに資することを目的として、当社取締役、執行役員及び重要な使用人並びに当社子会社取締役に対し、有償にて新株予約権を発行する。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の割当の対象

当社取締役、執行役員及び重要な使用人 10 名 1,820 個

当社子会社取締役 4 名 50 個

なお、上記対象となる者の人数は、平成 25 年 11 月 12 日時点の予定人数であり、増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したもの

であり、申込数等により減少することがある。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の計算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、割当日において行使されていない本新株予約権についておこなわれ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整をおこなう。

付与株式数の調整をおこなうときは、当社は、調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知又は公告するものとする。ただし、当該調整後付与株式数を適用する日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

4. 新株予約権の総数

1,870個

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個当たり【10,800】円とする。なお、本金銭の額は、第三者機関である株式会社SPマネジメント【所在地：東京都港区北青山3丁目6番7号 青山パラシオタワー6階】が、ブラック・ショールズ・モデルに準拠し算定したものである。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、【1,748】円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合をおこなう場合、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の計算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をおこなう場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日（以下「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分をおこなう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

- ③ 適用日は、次に定めるところによる。

上記①に従い調整をおこなう場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日。）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

- ④ 上記①、②のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事

由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整をおこなう。

- ⑤ 行使価額の調整をおこなうときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知又は公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告をおこなうことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

7. 新株予約権を行使することのできる期間（以下「行使期間」という。）

平成 27 年 6 月 10 日から平成 28 年 6 月 9 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第 123 条に定める株主名簿管理人をいう。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役若しくは従業員又は当社子会社の取締役の地位を有していること。
- ② 本新株予約権者は、前項に基づき行使することのできる本新株予約権の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の取得に関する事項（新株予約権の取得の条件）

当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転契約について、当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要さない場合には当社取締

役会の決議) がなされた場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、上記 10. より本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定された数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記 6. に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たり目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

上記 7. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 7. に定める行使期日の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 9. に定めるところと同様とする。

⑦ 新株予約権行使の条件

上記 8. に定めるところと同様とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得の条件

上記 10. の定めるところと同様とする。

13. 新株予約権の割当日

平成 25 年 12 月 10 日

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成 25 年 12 月 10 日

15. 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

III. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち 1 名が保有する当社株式と、同氏が事実上所有する会社の保有する当社株式が、合わせて当社の議決権の過半数を超えており、支配株主との取引等に該当します。

1. 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」の適合状況

当社が平成 25 年 5 月 31 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。

なお、本新株予約権の発行は、当該指針に基づき、当社取締役会において審議の上、独自に意思決定されたものです。

当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

2. 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、社内で定められた規則及び手続に基づき発行されております。

また、権利行使価額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、前

記Ⅱ。「新株予約権の発行要項」に記載のとおり、一般的な新株予約権の付与の内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。

3. 少数株主にとって不利益なものではないことに関する事項

支配株主と利害関係のない社外監査役である井出孝夫監査役、齋藤哲男監査役及び石田茂之監査役は、平成 25 年 11 月 12 日開催の当社取締役会で本件に係る議案について審議に参加し、本新株予約権の発行についての議案に同意する旨並びに異議がない旨を表明しております。また、上記 3 名の社外監査役から、本新株予約権の発行は、以下の事由により公平性を担保する措置及び利益相反回避措置がとられていることから、少数株主にとって不利益なものではないことについての意見を平成 25 年 11 月 12 日付にて得ております。

- ① 取締役の職務執行の対価として妥当性を有するものであること
- ② 本新株予約権が、社内で定められた規則及び手続に基づき発行されていること
- ③ 権利行使価額をはじめとする発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題が無かったこと

以 上